

にい がた し しょう しゃ けい かく 新潟市障がい者計画

けい かく い ち 計画の位置づけ

この計画は「新・新潟市総合計画」を上位計画とする計画で、「障害者基本法第9条第3項」の規定に基づき、「障害者計画」であり、今後の障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

き ほん り ねん 基本理念

障がいの有無にかかわらず、社会の対等な構成員として、あらゆる活動に参加、参画することを可能にするために必要な施策を講ずることにより、安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

き ほん もく びょう 基本目標

ち いきせい かつ し えんたいせい じゅうじつ 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、身近な事柄を気軽に相談できる体制等の充実に努め、地域全体で障がい者とその周囲の人たちを支援します。

入所施設利用者の地域生活への移行と、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行のために、様々な基盤整備を行います。

障がいのある人の健康の保持及び増進に努めるとともに、障がいのある人とその家族の経済的負担の軽減を図ります。

じ りつ し えん きょういく じゅうじつ 自立支援と教育の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援するとともに適切な教育を受けられるよう体制の充実に努めます。

しゃ かい じつげん ノーマライゼーション社会の実現

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが互いに尊重し、共に支えあう社会作りを推進するために、障がいに対する正しい理解がなされるよう啓発活動を進めるとともに、環境の整備にも努めます。

計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成23年度の5年間とします。

計画の構成

【基本理念】

障がいの有無にかかわらず、社会の対等な構成員として、あらゆる活動に参加、参画することを可能にするために必要な施策を講ずることにより、安心して暮らすことのできる地域社会を目指す。

基本目標

地域生活の 支援体制の充実

① 地域生活の支援

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 在宅サービスの充実
- (3) 経済的な支援
- (4) サービス基盤の充実
- (5) 地域生活を支える人づくり
- (6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援
- (7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実
- (8) 権利擁護の推進

② 保健・医療・福祉の充実

- (1) 障がいの予防と早期発見・早期対応
- (2) 医療及びリハビリテーションの充実
- (3) 精神保健と医療施策の推進
- (4) 発達障がい等新しい分野への対応

③ 雇用促進と就労支援

- (1) 雇用促進と一般就労の支援
- (2) 福祉的就労の支援

④ 療育・教育の充実

- (1) 一貫した相談支援体制の整備
- (2) 就学前療育の充実
- (3) 学校教育の充実
- (4) 放課後等活動の充実

⑤ 生活環境の整備

- (1) 住宅環境の整備
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進
- (3) 防災対策の推進

⑥ 啓発・広報活動の推進

- (1) 障がいと障がい者に対する理解の普及
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の支援・推進

⑦ 計画の推進体制

- (1) 庁内の協力体制
- (2) 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力
- (3) 計画の推進

自立支援と 教育の充実

ノーマライゼーション 社会の実現

おも し さく 主な施策

1 ち い き せ い か つ し え ん 地域生活の支援

しょう じょうたい おう こま ていきょう ちいき じ
障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、地域で自
りつ せいかつ おく しゃかいさん か そうだん せいかつ ば かくほ はか
立した生活を送り社会参加できるよう、相談や生活の場の確保を図るとともに、
じょうほう ていきょう すず ちいき あんしん せいかつ おく しえん
情報の提供を進めます。また、地域で安心して生活が送られるよう支援します。

(1) そうだん し えんたいせい じゅうじつ 相談支援体制の充実

- * 障がい者相談支援事業の実施
- * 障がい者相談員の設置
- * 身体・知的障がい者更生相談所の運営
- * 地域活動支援センターへの支援
- * 地域自立支援協議会の設置・運営
- * こころの健康センターの運営

(2) ざいたく じゅうじつ 在宅サービスの充実

- * ホームヘルプサービスへの支援
- * 移動支援事業の実施
- * ショートステイへの支援
- * 日常生活用具・補装具の給付

(3) けいざいてき し えん 経済的な支援

- * 特別障害者手当などの支給
- * 重度心身障がい者医療費の助成
- * 障がい福祉サービス等の利用者負担額の軽減
- * 福祉タクシー券・自動車燃料費の助成
- * 自立支援医療の給付

(4) き ばん じゅうじつ サービス基盤の充実

- * 障がい者施設・事業所の整備
- * 地域活動支援センターへの支援
- * 生活介護事業への支援
- * 障がい者小規模作業所運営費の補助
- * ケアホーム・グループホームへの支援
- * 福祉ホームへの支援

(5) ち い き せ い か つ さ さ ひ と 地域生活を支える人づくり

- * 社会福祉協議会・民生委員などとの連携
- * 支援者・団体・事業者のネットワークづくりの支援
- * 在宅福祉サービス活動の支援

(6) ぶん か かつどう しんこうおよ よ か かつどう し え ん スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援

- * 新潟市障がい者大運動会の実施
- * 全国障害者スポーツ大会関連事業の実施

(7) じょうほうていきょう し え ん じゅうじつ 情報提供・コミュニケーション支援の充実

- * コミュニケーション支援事業の実施
- * 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成

(8) けん り よう こ すいしん 権利擁護の推進

- * 成年後見制度利用支援事業の実施
- * 法律相談の実施

2 ほ けん い りょう ふく し じゅうじつ 保健・医療・福祉の充実

しょう しゅ さまざま しっかん そうきだいおう きのうていか ほうし けんこうしん さ
障がい者の様々な疾患への早期対応や機能低下の防止のために、健康診査や
リハビリテーション、ほうもんしどう そうだん じっし つと
訪問指導、相談などの実施などに努めます。

また、いりょう けいざいてきふ たん けいげん はか
医療やリハビリテーションなどの経済的負担の軽減を図るとともに、
はったつしょう あたら ぶん や し さく てんがい すいしん
発達障がいなどの新しい分野への施策の展開を推進します。

(1) 障がいの予防と早期発見・早期対応

- * 乳幼児健康診査の充実
- * ひしのみ園の運営
- * 幼児ことばとこころの相談センターの運営
- * 児童相談所の運営

(2) 医療及びリハビリテーションの充実

- * 医療機関との連携強化
- * 重度心身障がい者医療費の助成
- * 療養介護事業への支援
- * 自立支援医療の給付

(3) 精神保健と医療施策の推進

- * こころの健康センターの運営
- * 精神障がい者入院医療費の助成
- * 精神科救急医療体制の確保

(4) 発達障がい等新しい分野への対応

- * 発達障がいの早期発見と相談体制の充実
- * 発達障がい者支援センターの設置の検討
- * 高次脳機能障がいの啓発と相談体制の整備
- * 難病患者の居宅生活などへの支援

3 雇用促進と就労支援

障がい者が自立した生活を送られるよう、一般就労・福祉的就労についての支援のほか、一般就労に向けた生活支援や授産指導などを行う施設や就労の機会の提供など、障がいの状態に合わせた支援を行います。

また、障がい者の雇用に対する国・県・市の助成制度の周知や、事業主への雇用促進の啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強化します。

(1) 雇用促進と一般就労の支援

- * 就労移行支援事業への支援
- * 障がい者職業アドバイザーの配置
- * 障がい者雇用奨励助成金の交付

(2) 福祉的就労の支援

- * 授産製品の展示販売の支援
- * 地域活動支援センターへの支援
- * 就労継続支援事業への支援

4 療育・教育の充実

障がいのある子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。

また、身近な地域における保育と教育の連携を図り、一貫した相談支援体制の整備に努めます。

(1) 一貫した相談支援体制の整備

- * 保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携
- * 児童相談所相談・支援事業の拡充

(2) 就学前療育の充実

- * 療育体制の整備充実

(3) 学校教育の充実

- * 特別支援教育サポートネットワーク事業の実施
- * 特別支援教育コーディネーターの養成研修
- * 特別支援ボランティアの派遣

(4) 放課後等活動の充実

- * 障がい児放課後支援事業の実施

5 生活環境の整備

快適な在宅生活を支援するため、住宅リフォーム費用の助成や住宅整備資金融資のほか、居住支援の充実など、生活環境の整備に向けた取り組みを進めます。

(1) 住宅環境の整備

- * 障がい者住宅整備資金の貸付
- * 障がい者向け住宅リフォーム助成の実施
- * 市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

- * 人にやさしい歩道整備事業の実施
- * 交通バリアフリー推進事業の実施

(3) 防災対策の推進

- * 災害時要援護者対策事業の実施
- * にいがた防災メールの配信

6 啓発・広報活動の推進

障がいのある人が社会の一員として、地域の中で共に生活できる「ノーマライゼーション社会」の実現のため、地域や学校において啓発を進めます。

(1) 障がいと障がい者に対する理解の普及

- * ユニバーサルデザインの推進
- * 福祉のまちづくり推進事業の実施

(2) 福祉教育の推進

- * 「福祉副読本」の作成・活用
- * 地域・福祉施設・学校の連携

(3) ボランティア活動の支援・推進

- * 精神保健福祉ボランティア講座の開催
- * 夏休みボランティア体験学習の実施

7 計画の推進体制

(1) 庁内の協力体制

(2) 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力

(3) 計画の推進

- * 地域自立支援協議会の設置・運営
- * 新潟市障がい者施策推進協議会の運営